

海水浴場等における  
新型コロナウイルス感染症  
の感染防止対策ガイドライン

令和2年5月27日

神奈川県

## 1 趣 旨

令和2年4月7日に発令された「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」が神奈川県  
区域において解除された後も、新型コロナウイルス感染症の感染リスクは抑えていかなければ  
ならない状況にあると考えられます。

県内の海水浴場は、例年多くの来場者があることから、今年も海水浴場を開設すれば、県  
内外から多くの人々がグループ単位で来場し、感染症のリスクが高い「密集」・「密接」・「密閉」  
の状態となることが想定されます。したがって、今年の夏の海水浴場の開設は困難なもの  
と考えられますが、仮に海水浴場を開設する場合、海水浴場の開設者や海の家（うみのか）の営業者のみな  
さまが行うべき新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を、専門家の意見も伺い、ガイド  
ラインとして取りまとめました。

海水浴場の開設者や海の家（うみのか）の営業者のみなさまには、このガイドラインの内容を十分理解  
し、また開設した後、その全ての事項を必ず遵守できるかを検討していただき、海水浴場を  
開設できるか、海水浴場の開設者に判断していただきたいと考えています。

その上で、このガイドラインの全ての事項を完全に遵守できない場合には、海水浴場を開  
設しないようにしていただくとともに、海水浴場を開設した場合でも、このガイドラインの  
事項を遵守できない状況になった場合には、中止していただきたいと考えています。

## 2 令和2年度における海水浴場開設に当たっての基本的な考え方

海水浴場は、オープンエア（オープンエア）で自然換気がありますが、海水浴場や海の家（うみのか）に多くの人々が集  
まり、「密集」・「密接」・「密閉」になることにより、新型コロナウイルス感染症の感染リスク  
が高まることが問題になります。

このような海水浴場の特性を十分理解した上で、海水浴場を開設する場合には、海水浴場  
や海の家（うみのか）での「密集」・「密接」・「密閉」を防ぎ、新型コロナウイルス感染症の感染を防ぐ取  
組みを徹底して行うことが必要と考えます。

なお、海水浴場開設者が新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底した上で、海水  
浴場を開設するに当たっては、地元の市町としっかり連携する必要があることから、地元の  
市町の了解をあらかじめ得ておく必要があります。

## 3 海水浴場等における感染防止対策について

### (1) 海水浴場の開設者が行うべき感染防止対策

- ・ 砂浜に一定の間隔で目印の設置を行うなど、ソーシャルディスタンス（人との間隔を  
できるだけ2m、最低1m空けること）を確保するための対策を必ず講じること。
- ・ ソーシャルディスタンスの確保について、場内放送により1時間に1回程度呼びかけ  
るとともに、巡回して注意を行うこと。
- ・ 手洗い設備やシャワーの場所を明示すること。
- ・ 手洗いやシャワーの励行を、場内放送により徹底すること。
- ・ 海水浴場がすいている曜日や時間、時期等を公表すること。
- ・ 開設者が感染防止対策で取り組む内容について、利用者が見える場所に掲示すること。
- ・ 海水浴場等利用者の行動例（(3)参照）をホームページや掲示板等により事前に周知  
すること。
- ・ イベントは中止すること。

- ・ごみは感染防止の観点から適切に処理すること。
- ・救護所や管理事務所においては、換気に配慮すること。
- ・監視人（ライフセーバー等）の健康チェックを実施すること。
- ・監視人（ライフセーバー等）用にマスク、フェイスシールドなどの個人防護具を備えること。
- ・救護者の情報（氏名、連絡先など）を記録に残し、疫学調査ができる体制を整備すること。

## （２）海の家の営業者が行うべき感染防止対策

### ア 共通事項（飲食店・更衣休憩所）

- ・施設内の密集を避けるために、施設の利用は完全予約制とすること。
- ・椅子やテーブルの間隔を広くするなど、ソーシャルディスタンスを確保するための対策を講じること。
- ・利用する客が順番を待つときは、床に間隔を示すテープを貼るなどし、前後に十分なスペースを確保すること。また、熱中症対策を確実に実施すること。
- ・施設の換気を徹底すること。
- ・営業者が感染防止対策で取組む内容について、利用者が見える場所に掲示すること。
- ・海水浴場等利用者の行動例（（３）ウ参照）を利用者が見える場所に掲示すること。
- ・イベントは中止すること。
- ・施設に消毒液（消毒用アルコール等）を設けて、利用者に手指消毒を徹底させること。
- ・施設がすいている時間を公表するとともに、店頭に空席状況を掲示すること。
- ・複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒すること。
- ・出勤時に従業員の体温を計測し、発熱や風邪の症状がみられる場合は勤務に従事させないこと。
- ・ごみは直接触れず、しっかり縛って封をして処理すること。
- ・現金は手渡しで受け取らず、コイントレイなどを使用すること。

### イ 飲食店

- ・従業員のマスク、フェイスシールドなどの個人防護具の着用、手洗い、手指消毒を徹底すること。
- ・利用者が施設内に入った時の手指消毒と、食事前の手洗いを徹底させること。
- ・施設への勧誘（声かけ）は行わないこと。

### ウ 更衣休憩所

- ・更衣室やシャワー室は密集を避けるために、個室とするか、十分な広さを確保すること。
- ・うきわ、ゴーグル、パラソル等の貸出し前後には必ず消毒を実施すること。

※ 上記のほか、以下のガイドラインを参考にしてください。

**【飲食店】**

外食業の事業継続のためのガイドライン（令和2年5月14日 一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会）

**【更衣休憩所等】**

社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月14日 スポーツ庁）  
『3の（4）施設管理者が準備等すべき事項の1）～3）』

（3）海水浴場等利用者の行動例（厚生労働省の「新しい生活様式」の実践例）を参考）

ア 海水浴場への往復

- ・海水浴場へ行く前に体温測定、健康チェックする。
- ・体調がすぐれないときには、海水浴場に行かない。
- ・公共交通機関で移動するときは、すいている時間を選び、会話は控えめにする。
- ・ソーシャルディスタンスを確保する。
- ・咳エチケットを徹底する。
- ・乗り物の中では、グループの人たちと対面でなく横並びで座る。
- ・海水浴場が閉まった後は、速やかに帰宅する。
- ・途中で買い物するときは、少人数で行う。
- ・海水浴場の近隣住民に感染を拡げないよう、ごみは持ち帰る。
- ・家に帰ったらできるだけすぐにシャワーを浴びて着替える。
- ・手洗いは30秒程度かけて、水とせっけんで丁寧に洗う。

イ 海水浴場

- ・ソーシャルディスタンスを確保する。
- ・咳エチケットを徹底する。
- ・グループの人たちとは対面でなく横並びで座る。
- ・砂浜での食事の前やトイレの後には必ず手洗いをを行う。
- ・帰る前は手洗いを実施し、シャワーを浴びる。

ウ 海の家

- ・更衣室での着替えはすみやかに、少人数ですいた時間に行う。
- ・レジに並ぶときは、前後に十分なスペースを取る。
- ・入口では手指消毒を行い、食事の前やトイレの後には必ず手洗いをを行う。
- ・多人数での会食は避ける。
- ・対面ではなく横並びで座る。
- ・会話は控えめにする。
- ・グラスなどの回し飲みは避ける。

※ 過去2週間以内の体調不良者、海外から帰国・入国者ならびに、新型コロナウイルス感染症に関わる健康観察対象者、自宅療養中の方は来場を控えてください。